

答 申 第 1 3 8 号
平成 1 5 年 8 月 2 8 日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会
委員長 古 幡 浩

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 1 5 年 1 月 2 4 日付け文書第 2 0 4 号による下記諮問について、次のとおり答申します。

記

平成 1 5 年 1 月 4 日及び平成 1 5 年 1 月 2 2 日付けで提起された、平成 1 4 年 1 2 月 2 7 日付け文書第 3 7 号の 8 4 及び同日付け文書第 3 7 号の 8 5 で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定に

答 申

1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成14年12月27日付け文書第37号の84で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定1」という。）及び同日付け文書第37号の85で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定2」という。）の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

ア 不開示決定通知書の開示しない理由の欄に保有していないためと記載する場合は、「保有していないため。（取得、作成していない。）」と記載するよう行政資料に記載がある。しかし、平成14年12月27日付け文書第37号の84及び同日付け文書第37号の85の理由の欄には作成していないとだけしか記載されておらず、取得分について行政文書の特定をしていない違法がある。

イ 担当課は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）を所管する文書課であり、文書課が率先し文書隠しや異議申立てや再度の請求をさせる役人のイヤガラセをするのは許されない。

ウ 知事部局82課・室毎に対する請求をしたが、本件決定1では文書課分しか回答がなかった。文書課では、上記82課、室をまとめて回答したとの電話での回答であったが、本件決定1からは、まとめての回答であるとは理解できない。複数の課が同一の行政文書の内容のものを発行する場合は、文書番号が複数列記されるからである。住民監査請求の事実証明書となる行政文書の開示をしないように、文書課が行政文書開示請求の窓口（情報公開・個人情報センター）で、故意に情報隠しをするのは、条例違反である。

エ また、本件決定1に関して、以前、消防防災課では平成14年度補助金交付に際して、処分制限の年数を明記した行政文書により補助金交付決定をしており、平成13年度に同じ補助金交付事業では処分制限の年数を明記した行政文書がなく補助金交付決定している。同一の補助事業で対応が違うのは、どちらかが違法な手続であることを示すもので、平成13年度分が前例踏襲という重過失によるものであるのが明らかである。職員が違法と認識していなかったということが、前例を踏襲した重過失である。

情報公開・個人情報センター室長は、上記の異なる判断があっても違法ではないという千葉県の見解であるとのことだった。

オ 以前、知事部局82課・室毎に対する請求には、すべて回答があった。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は概ね次のとおりである。

(1) 本件行政文書開示請求について

異議申立人は、実施機関に対し、次の2件の行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

ア 『文書課法規審査班の千葉県補助金等交付規則(昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。)第21条のただし書に規定する「当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間」は、地方自治法第232条の2の「公益上必要がある場合」に該当するので当該財産の処分制限を要綱にあらかじめ定めることを知事に義務付けているとの見解』を遵守しないで、平成13年度に交付した補助金等の支出決裁書(以下「支出決裁書」という。)

イ 『文書課法規審査班の規則第21条に規定する「当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間」は、地方自治法第232条の2の「公益上必要がある場合」に該当するので当該財産の処分制限を要綱にあらかじめ定めることを知事に義務付けているとの見解』を同課情報公開・個人情報センターが、要綱に義務的に処分制限の条項を設けなくてもよいと法解釈できる根拠がわかる書類

(2) 本件決定について

実施機関は、本件請求に対し、開示請求に係る行政文書を保有していないとして本件決定1及び本件決定2を行ったものである。

その理由は、千葉県では、規則第21条第1項ただし書に規定する「補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期

間」を要綱等にあらかじめ定めることを知事に義務付けているとは解釈しておらず、請求に係る行政文書を作成していないというものである。

(3) 異議申立てに対する主張について

ア 異議申立人は2(2)アのとおり主張しているが、規則第21条ただし書には「当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間」と規定するように、要綱等で期間を定めるのは実施機関である知事であって、それ以外のものから取得する可能性のない文書であるから、本件決定1及び本件決定2においては「取得していない」とわざわざ表記する必要がなかったものである。

イ 異議申立人は2(2)イのとおり主張しているが、文書課職員が異議申立人に対してイヤガラセをする目的で、異議申立ての提起や再度の開示請求をさせたという事実はない。異議申立人がイヤガラセと主張するのは、本件請求の結果が異議申立人の意に添わない結果となったことに対する不満に基づくものであり、異議申立人の単なる思い込みであって何ら根拠のないものである。

ウ 異議申立人は2(2)ウのとおり主張しているが、県では、各課・室が所管する補助事業について、当該補助事業の趣旨・目的に照らし必要に応じて、当該各課・室の個別判断により事前あるいは事後に補助金交付要綱等において補助事業によって取得される財産の耐用年数を勘案した処分制限を定めることはあるが、当該処分制限期間は知事が義務的に一律に定めるものではなく各課・室が必要に応じて個別の判断で定めるとの立場を取っており、各課・室もこうした解釈に立脚して補助事業を実施している。このように、県では、異議申立人の主張する解釈を前提とした補助金行政を行っていない以上、当然のこととして本件請求のうち支出決裁書に係る請求に対応する行政文書を保有しているはずもない。したがって、各課・室を担当課とするまでもなく規則を所管する文書課を担当課として本件決定1を行ったものである。

次に、文書課の記号しか付記されていないとの主張については、確かに一つの行政文書に複数の文書記号が付されることはあるが、これは一つの行政文書に係る事務又は事業が複数の課・室にまたがり、相互に関連する場合などに行われるものである。

一方、本件請求のうち支出決裁書に係る請求に対しては、規則の解釈を前提として開示・不開示の判断を行うべきものであるから上記のとおり規則を所管する文書課を唯一の担当課として実施機関である知事が決定を行ったものであり、そもそも複数の文書記号を付するにあたらぬ。

更に、住民監査請求の事実証明書となる行政文書の開示をしないよう

に、文書課が、行政文書開示請求の窓口（総務部文書課情報公開・個人情報センター）で、故意に情報隠しをするのは条例違反であると主張するが、上記ウと同様事実と全く異なるものであり理由がなく本件請求の結果が異議申立人の意に添わない結果となったことに対する不満に基づくものであり、異議申立人の単なる思い込みであって何ら根拠のないものである。

エ 異議申立人は2(2)エのとおり主張しているが、本件決定1とこれに対する異議申立てに直接関係のない開示請求に関する異議申立人の見解であって、理由としては不適當である。

オ 異議申立人は2(2)オのとおり主張しているが、請求書上の表記が異なるものであり本件異議申立ての理由足りえない。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明を審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件請求について

本件請求の内容は、規則第21条第1項ただし書の「補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間」について、財産の処分制限期間をあらかじめ定めることを知事に義務付けているとの見解を前提に「補助事業で取得した財産について、当該財産の処分制限を要綱にあらかじめ定めないうで、平成13年度に交付した補助金等の支出決裁書」及び「要綱に義務的に処分制限の条項を設けなくてもよいと法解釈できる根拠がわかる書類」というものである。

(2) 本件請求に係る対象文書の不存在について

実施機関は、上記3(2)のとおり請求に係る行政文書を保有していないとして不開示決定しているので、以下その妥当性について検討する。

規則第21条第1項ただし書の規定は、補助事業で取得した財産について、処分制限期間の設定をあらかじめ知事に義務付けているとの解釈を前提として本件請求を行っているが、同規定はあらかじめ定めることを知事に義務付けているとまでは解釈できず、調査したところ異議申立人が主張する解釈を採る文書の存在も認められない。

また、実施機関が処分制限期間を要綱等にあらかじめ定めていないことで補助事業に支障が生じているわけでもない。

そうすると、異議申立人の主張する解釈を前提とした補助金行政を行っておらず、本件請求に係る対象文書は存在しない、とする実施機関の説明には不合理な点は認められない。

なお、異議申立人は取得分を特定していないと主張するが、実施機関の3(3)アの説明には合理性があり、取得する可能性のない文書であると認められる。

以上のことから、本件請求に係る対象文書は存在しないと認められる。

(3) 異議申立人のその他の主張

その他異議申立人は種々の主張をするが、本件決定1及び本件決定2に何ら関係するものではなく、審査会は当該主張は判断しないものである。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件請求に対し、不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
15. 1. 24	諮問書の受理
15. 3. 6	実施機関の理由説明書の受理
15. 5. 21	審議
15. 6. 18	審議
15. 7. 16	審議

参 考

千葉県情報公開審査会第2部会委員

氏 名	現 職	備 考
岩 間 昭 道	千葉大学教授	
佐 野 善 房	弁護士	
福 武 公 子	弁護士	
古 幡 浩	城西国際大学講師	部会長

(五十音順：平成15年7月16日現在)